

生駒市議会規則第2号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

生駒市議会議長 井上 充生

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「意見書案等」を「意見書案、委員会提出議案等」に、「調整」を「作成」に改める。

第9条第12号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第17号とし、同条第11号を同条第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件100万円以上5,000万円未満のものに関する事。

(16) 支出負担行為（市長、副市長及び事務局長の決裁に係るものに限る。）の減額に関する事。

第9条第10号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

(12) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

(13) 重要物品の管理換え及び1件500万円未満の備品の処分に関する事。

第9条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事務局長の宿泊を伴わない出張命令に関する事。

第10条第4号中「前条第6号」を「前条第7号」に改め、同条第5号中「前

条第 7 号」を「前条第 8 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。